

議 第 22 号
平成29年3月23日提出

熊本市土曜授業基本方針について

熊本市土曜授業基本方針について、別紙のとおり定めたいので議決を求める。

熊本市教育長 岡 昭二

(提出理由)

熊本市教育委員会教育長事務委任等規則第1条1号の規定により、熊本市土曜授業基本方針を定めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市土曜授業基本方針（案）

熊本市教育委員会

1 土曜授業の定義

児童生徒の代休日を設けず、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行うものをいう。

2 土曜授業のねらい

学校独自の教育活動の充実を図ること、及び開かれた学校づくりを推進することとする。

3 土曜授業の実施年度

平成30年度から熊本市全ての小中学校において土曜授業を実施する。

4 土曜授業の実施方法

土曜授業の実施にあたっては、以下の（１）～（３）の視点から学校で内容を検討し、学校の実態を踏まえ効果的な取組を行うものとする。

（１）土曜授業の内容

ア 家庭・地域との連携による授業や行事

保護者参画による授業や学校行事

地域人材の有効活用による授業や学校行事 等

イ 保護者や地域住民等への公開授業

公開授業や学習発表会

持久走大会や競歩会等の地域や校外における学校行事 等

ウ 通常の教科等の授業

生活科や社会科、総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動

補充・発展的な学習や個別指導の充実に重点を置いた指導 等

（２）土曜授業の実施期日等

ア 第1土曜日を全市標準日（6月、7月、9月、10月、11月、12月、2月、3月）と設定し、年間4回程度、午前中3時間授業を基本として実施する。

イ 実施授業数は授業時数としてカウントする。

（３）土曜授業実施による振替休業

ア 児童・生徒

なし（従前同様、終日実施の場合は、振替休業日を設定）

イ 教職員

常勤職員

原則、夏季休業中に振替休取得

当該土曜日を起算日とする8週間前から16週間後の範囲内で週休日の振替を行う。

非常勤職員

必要に応じて出勤

出勤した場合は、随時、時間単位による勤務振替